

## 会議録(1)

会議の名称	第1回飯能市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	令和5年1月18日(水) 開会 午後4時00分 閉会 午後5時30分
開催場所	飯能市総合福祉センター 3階 大会議室
会長氏名	高橋 弘 (大森三起子委員 職務代理)
出席委員	浅見 隆行 池田 徳幸 石田 賢一 大森 三起子 坂本 美津子 角田 健一 双木 和宏
欠席委員	草地 未紀 高橋 弘
傍聴者の数	0人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局	福祉子ども部長 内沼和彦 参事兼介護福祉課長 関根浩司 地域・生活福祉課長 竹井伸次 主幹 森田宜洋 障害福祉課長 浅見礼子 主幹 山本賢 介護福祉課 主幹 藤島弘介 主事 粕谷健悟 主事 三村和也

## 会議録(2)

### 議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会
- 2 挨拶及び事務局職員の紹介
- 3 協議事項
  - (1) 会長及び副会長選任について ー承認ー
  - (2) 飯能市成年後見制度利用促進基本計画の推進状況について ー承認ー
  - (3) 成年後見制度の更なる利用促進について ー承認ー
- 4 その他
- 5 閉会

### 会議録(3)

発言者	発言内容
藤島主幹	(開会)
内沼部長	(あいさつ)
藤島主幹	自己紹介及び事務局職員の紹介について
内沼部長	議題(1) 会長及び副会長の選任についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
関根参事	会長及び副会長の選任については、本審議会条例第5条の規定により、委員の互選により定めることとされていることから、互選をお願いするものです。
双木委員	事務局の腹案があればお願いします。
関根参事	事務局としては基本計画が策定され推進のスタートでもあることから計画策定と同じ体制、会長を高橋委員に、副会長を大森委員にお願いしたいと思います。また本日欠席の草地委員から事前に、以前と同様の体制でお願いできればとご意見を頂戴しております。
内沼部長	会長を高橋委員に、副会長を大森委員にお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。
委員全員	異議なし 一承認一
内沼部長	本日欠席の高橋委員より事前にご連絡を頂き、委員の皆様からのご推薦がありましたら、会長を引き受けていただける了承を頂いています。 前任期から引き続き、会長を高橋委員に、副会長を大森委員にお願いしたいと思います。
藤島主幹	大森委員には副会長席へご移動をお願いします。
大森副会長	(あいさつ)

藤島主幹	会長がご不在のため、大森副会長に議長をお願いいたします。
大森副会長	議事（２）飯能市成年後見制度利用促進基本計画の推進状況について、事務局より説明をお願いします。
関根参事	（資料に基づき説明：資料P 3～12）
石田委員	広報の方法について市民後見人の養成についてはよく目にしますが、制度やルールの周知については足りないと感じます。市の出前講座や民生委員の研修会などを利用することで更なる周知に繋がると思っています。
浅見委員	市民後見活動について後見活動だけでなく、養成のカリキュラムの内容を権利擁護の視点をより持ってもらえるような内容にしていきたいです。
双木委員	社会福祉協議会が成年後見支援センターを受託し、今年度の市民後見人養成講座が開始したところです。基本計画に沿って、市民後見人の役割として権利擁護の視点を受講生の方に持っていただけるよう、養成段階からの仕組みづくりを検討していきたいと思っております。
坂本委員	成年後見制度の周知や市民後見人の活躍の場についての工夫が必要と感じます。いきなり研修会への出席はご家族が不安を感じることもあります。ご家族が直接相談ができる福祉事業所であれば、心理的なハードルも低いように思います。今後の啓発事業の実施において事業所の活用などの取組みも必要と感じます。
関根参事	ご意見があった内容について資料の4ページにおいて、周知や啓発の方法について想定をしているところです。特に認知症や障害のある方に対し、消費者などの権利侵害防止や成年後見制度について分かりやすく周知する方法を増やしていくことが必要と考えています。
大森副会長	<p>コロナ禍により様々なことが停滞していましたが、行動制限がなくなったこともあり、啓発事業について着実に進めて頂きたいと思っております。民生委員の方の研修で取り上げることは効果的であると考えます。支援者の方の理解をより深めて頂くことで、利用者の利益に繋がることが期待できます。</p> <p>フォローアップ研修参加者が減少していることについて、何か新しい取り組みがないと自然に参加者も減少してしまうことが懸念されま</p>

<p>坂本委員</p>	<p>す。現在フォローアップ研修に参加されている方について、実際に参加していただく機会を増やす試みが必要かと思えます。</p> <p>具体的な例としては坂本委員から提案がありました、成年後見支援センターの事業実施の際に施設や病院に市民後見人の方に同行してもらおうなどの機会を用意することが考えられます。以前に法テラスの事務説明を行った際にも制度説明だけでなく、グループワークを導入したことが、理解を深めるのにとっても効果的でした。</p> <p>フォローアップの仕組みとして研修が修了した方にファシリテーターの補助員として参加することも案として挙げられます。</p> <p>市民後見人の方との集まりにおいて、障害のある方と交流をしたことが無い方がとても多かったことがありました。一方で障害のある方のご家族が市民後見人の方に会えたことがとても良かったと感じられた例もあり、双方にメリットがあるため、そのような実習の機会を増やす方法を考えていただきたいです。</p>
<p>大森副会長</p>	<p>以上の意見を基に、事務局にて検討をしていただきたいと思えます。議事（3）成年後見制度の更なる利用促進について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>関根参事</p>	<p>（資料に基づき説明：資料P13）</p> <p>議事（3）－①寄附金の受入れと基金の設置についてご説明いたします。</p> <p>匿名の故人の遺産約3,200万円について、遺言執行者を通じて、「成年後見制度の利用促進に役立ててほしい」という故人の遺志に基づき、令和4年11月に寄附をしていただきました。</p> <p>市では、当該寄附金を有効活用するため、まずは基金を設置し、積立てることとし、3月定例議会に関連議案を提案する方針であります。</p> <p>今後、制度の更なる普及啓発や成年後見支援センターの機能拡充、後見報酬等の課題に取り組みたいと考えますが、今後の基金の運用、活用についてご意見を伺いたいと存じます。</p>
<p>大森副会長</p>	<p>基金の設置に関して異議はないかと思えますが、運用についてご意見はありますか。</p>
<p>石田委員</p>	<p>既存の公的支援がある事業ではなく、支援が届かない方に対して隙間を埋めるような基金の運営を検討してもらいたいと思えます。</p>
<p>内沼部長</p>	<p>故人の意向を考えると、制度から大きく用途を変更しての運用は困難と考えられますが、既存の仕組みの拡充を中心として、隙間を埋め</p>

	<p>るような利用法についても検討していきたいと思います。</p>
大森副会長	<p>基金が設置されることで、本来の予算が削減されてしまうことがあるのでしょうか。</p>
関根参事	<p>現在の成年後見制度の予算については、国の交付金なども充てながら運営しているところです。今後委員の方から幅広くご意見を頂きたいと考えており、予算のみの確保とせず、体制充実など社協の実情も考慮しながら進めていきたいと思います。</p>
内沼部長	<p>基金については3月議会を経て正式に成立するものであるため、現時点で内容について慎重にお取り扱い頂くようお願いいたします。</p>
双木委員	<p>基金を人材の確保へという趣旨ではありませんが、成年後見支援センターの運営において制度の啓発や相談のニーズが増加しています。その中で成年後見業務に専任であたることのできるような専門的知識を持った人材の確保など人的資本の拡充も課題となっています。</p>
池田委員	<p>基金の取り崩しで制度の維持継続が可能なのでしょうか。一過性のものではなく、今後基金の積み増しについての見通しはあるのでしょうか。</p>
関根参事	<p>基金の今後の積立てについて現状で見込みがあるわけではありませんが、活用事例を広くPRすることでふるさと納税の新たな充当先として検討するなど、長期的に基金が運用できる好循環に繋がるよう検討が必要と考えております。</p>
大森副会長	<p>人件費等の体制整備に基金を使うことはあるのでしょうか。運用益だけでの維持は困難かと思えます。</p>
内沼部長	<p>社会情勢を鑑みるとともに委員の皆様からのご意見を頂戴しながら、必要性を十分検討し、活用していきたいと思えます。</p>
大森副会長	<p>現時点で報酬助成と社協の体制整備に費用を使う必要があるかと思えます。専門職の人数の少なさは受任件数にも表れます。社協の体制づくりは喫緊の課題となっています。</p> <p>委員の方には使途に関するご意見を随時、事務局に提案して頂ければと思えます。条例の名称や範囲についてはいかがでしょうか。</p>
関根参事	<p>使途を成年後見制度に限定せず、「あんしんサポートねっと」など関</p>

	<p>連する制度にも幅広く利用できるものとするかを検討し改めて決めたいと思います。</p>
大森副会長	<p>「あんしんサポートねっと」は制度を補完する重要な制度であるため、対象に入るようにしてもらえればと思います。</p> <p>議事（３）－②成年後見制度利用支援事業（報酬助成）についてを議題とします。</p>
関根参事	<p>（資料に基づき説明：資料P 14～17）</p> <p>現行は市長申立のみ助成対象となっていますが、対象や要件、申請遡及が論点となります。令和5年の夏頃に次回の審議会開催を考えておりますので、委員の方の意見をもとに制度の設計を進めていきたいと考えています。</p>
大森副会長	<p>対象となる申立要件はどうでしょうか。</p>
浅見委員	<p>配偶者間で虐待があり申立てが必要な場合に、一方は資産を持っており、もう一方は資産が無い場合が考えられます。どのような取り扱いになるでしょうか。</p>
大森副会長	<p>資力要件に関しては、申立助成だけでなく報酬助成の課題でもあります。虐待の有無によって世帯と個人のどちらを基準とするかの例外規定を設けることも一案として有効かと思います。申請時の負担より弁護士や司法書士への依頼時の費用負担が大きくなるため、基金の利用対象として考えられるのではないのでしょうか。現在は保佐・補助人が申立てをする際には本人の費用となることも大きな負担となります。対象要件は非常に難しいところですが、生活保護世帯と市民税非課税世帯にするのが適当ではないかと思います。</p>
浅見委員	<p>自宅整理などの死後事務を想定すると、最低生活費の基準額では不足する場合があるかと思います。</p>
粕谷主事	<p>生活費6か月分と葬儀代を合算したものを基準額とし、基準額を超える金額を持っている方には額に応じて後見報酬に充てていただく事になります。生活保護の基準が改定の際には随時確認を行っています。</p>
大森副会長	<p>さいたま市においても資産額が100万円を超えたところで報酬助成の対象外となった例があるため、公表はされていませんが、同じような基準であり適正な額かと思います。資産については世帯単位を基本として虐待やDVなどに対応できる例外規定があると良いです。</p>

